

山梨県公報

第四百六十六号

令和六年

四月二十二日

月 曜 日

目次

告示

○放置違反金収納事務の委託……………一四七

訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一四七

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………一四八

公告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一四八

○基本測量の終了……………一四九

○公共測量の終了(二件)……………一四九

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………一四九

告示

山梨県告示第五百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

委託した相手方の名称及び住所	委託した事務の内容	委託した期間
地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納した放置違反金に關する収納情報の取りまとめ	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
株式会社山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号	収納した放置違反金を県の歳入とするための収納情報の処理	同

訓令

山梨県訓令甲第十六号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「地域ブランド・DX統括官 知事政策局長」を「富士山保全・観光エコシステム推進統括官 地域ブランド・広聴広報統括官 人口減少危機対策本部事務局長

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号	直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納事務	同
株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	同	同
株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八	同	同
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号	同	同
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	同	同
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	同	同
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	同	同
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号	同	同

本 出 先 機 関 庁

知事政策局長 DX・情報政策推進統括官」に、「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局長」に、「産業労働部長」を「産業政策部長」に改める。

別表第二中

知事政策補佐官

を

人口減少危機
対策本部事務
局

人口減少危機対策本部事務局次長 主幹

に改め、同表感染症対策センターの項中「企画調整主幹」を「

主幹」に改め、同表知事政策局の項中「知事政策局長」を「知事政策局理事」に改め、同項の次に次のように加える。

DX・情報政
策推進統括官

DX・情報政策推進統括官次長 主幹

別表第二男女共同参画・共生社会推進統括官の項を次のように改める。

多様性社会・
人材活躍推進
局

多様性社会・人材活躍推進局次長 主幹

別表第二福祉保健部の項中「福祉保健部次長」を「福祉保健部理事」に改め、同表産業労働部の項を次のように改める。

産業政策部

産業政策部次長 企画調整主幹

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「地域ブランド・DX統括官 知事政策局長」を「富士山保全・観光エコシステム推進統括官 地域ブランド・広聴広報統括官 人口減少危機対策本部事務局次長 知事政策局長 DX・情報政策推進統括官」に、「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局長」に、「産業労働部長」を「産業政策部長」に改める。

別表第二中「知事政策補佐官」を「人口減少危機対策本部事務局次長」に、「知事政策局長」を「知事政策局理事 DX・情報政策推進統括官次長」に、「男女共同参画・共生社会推進統括官次長」を「多様性社会・人材活躍推進局次長」に、「福祉保健部次長」を「福祉保健部理事」に、「産業労働部理事」を「産業政策部次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大月市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年四月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 山梨県知事 長 崎 幸太郎
公正屋猿橋店 山梨県大月市猿橋町殿上字且村
四十七番二外十六筆

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和五年十二月七日

四 意見の概要

1 交通安全対策の実施

2 騒音対策の実施

3 防災・防犯対策への協力

4 関係機関との調整の実施

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和六年五月二十二日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市、都留市、大月市、上野原市並びに南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の一部

三 測量の期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び鳴沢村

三 測量の期間 令和五年六月一日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（修正測量）

二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村全域

三 測量の期間 令和五年八月二十八日から令和六年三月二十九日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和六年四月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

福山会	福沢昭文	雨宮慎次	笛吹市御坂町成田二八四五	令和六年四月一日	令和六年四月一日
大樹会	吉松大樹	吉松大樹	南アルプス市百々二〇〇七ー一 ビューハイツCー二〇〇二	令和六年四月一日	令和六年四月一日
	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
																	山梨県土地家屋調査士政治連盟	樋川孝浩	樋川孝浩		令和五年五月十日	令和六年三月十日
																	正智会			中央市西花輪一三二一ー一 中央市布施二二〇八一ー一	令和六年三月十一日	令和六年三月十五日
																	自由民主党山梨県バス支部	鈴木修	山崎恒依		令和六年四月一日	令和六年四月四日
																	日本共産党山梨県委員会	小越進	田中星那		令和六年三月九日	令和六年三月十二日
																	新社会党山梨県本部	古屋二三男 宮坂要		笛吹市石和町中川一二三四 山梨市小原西九五四ー一	令和六年三月一日	令和六年三月十一日
																	新社会党山梨県本部	雨宮幹夫		甲斐市玉川一三九四ー九 甲斐市玉川一四〇一	令和六年三月二日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	桑原久則			令和六年三月二日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	駒井正一			令和五年九月一日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	内藤充			令和五年九月一日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	立川正史			令和六年三月二日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	滝口和碩			令和六年三月二日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	廣瀬義人			令和六年三月二日	令和六年三月二日
																	新社会党山梨県本部	志村優			令和六年三月十日	令和六年三月十九日
																	新社会党山梨県本部	山田厚とつくしの会			令和六年三月十日	令和六年三月十九日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
日本薬業政治連盟山梨支部		ひろせ集一後援会		花輪幸長後援会		おぎはら隆宏後援会	
久保和博	坂本徹	小椋欣三	原田正春	河西博	花輪勇紀		
						甲府市大里町二三五―二メゾンピラージュ六〇 一 甲府市古上条町一五四―一数野店舗一〇二	
令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年三月二十六日	令和六年四月一日	令和六年三月二十六日	令和六年六月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日
令和六年四月四日	令和六年四月三日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
天野はじめ後援会	諏訪田博	古澤秀貴	甲府市蓬沢町一二八三―七	令和六年三月一日	令和六年三月十九日
Neo Innovation	横山洋介	中島孝二	甲斐市島上条六五九―一	令和五年十二月三十一日	令和六年三月二十一日
21世紀まちづくりの会	長田喜巳夫	長田繁幸	上野原市西原二四六	令和六年三月二十日	令和六年三月二十日
渡辺たかぞう後援会	渡邊隆三	渡邊牧子	南都留郡忍野村忍草一三六一	令和五年十二月二十日	令和六年三月十八日
日本共産党こごし智子後援会	石丸あきじ	深澤公子	甲府市上石田四―一八一―〇	令和五年十二月三十一日	令和六年三月十九日
ひやぎき雅也を応援する会	松元宏	小宮睦子	北杜市大泉町西井出八二四〇―一八四四四	令和五年五月三十一日	令和六年三月二十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番